

平成30年第2回平取町議会定例会（開会 午後 3時 3分）

議長

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は12名で会議は成立します。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定によって、1番松澤議員、2番松原議員を指名します。

日程第2、行政報告を行います。一つ目として降雨融雪に伴う被害状況について。副町長。

副町長

平成30年3月9日、降雨融雪に伴う被害状況について報告させていただきます。まず、当日の降雨状況でございますが、1番下の枠をご覧くださいと存じます。町内にある各観測所の累加雨量が記載されてございます。8日17時から9日17時までの24時間、町内で一番多いところが旭の120ミリを観測しているという状況でございます。当日は注意報も警報も発令されておりませんが、降雨と融水による被害が発生しているという状況でございます。1の被害状況でございます。土木被害、河川は6か所、川向シリ沢ほか、被害金額が810万円ということになってございます。道路は4か所ございまして小平アベツ線ほか3か所200万円、あわせて1010万円という額になってございます。次に農業被害でございますけれども、農地、小平、貫気別、旭で1.74ヘクタール、被害金額38万7千円、3戸の農家が、農地が被害に遭ったという状況です。農作物でございますけれども、施設野菜、トマトの定植苗等に被害が出てございまして、32戸、面積で4.1ヘクタール、ハウスは98棟、被害金額は3963万1千円となっておりますけれども、この数値は苗に被害が出たことで本来生産されるべき生産がなくなるという額の推計値ということになってございます。(6)住宅被害でございますけれども、床下浸水、振内1件、床上浸水、紫雲古津1件となっております。避難等につきましては、紫雲古津小学校へ1世帯2名が避難をしているというところがございます。当日、避難所を2か所開設してございまして、振内小学校を8時45分に開設、これは13時20分に解除してございます。それから振内支所につきましては9時35分に開設して11時25分に解除を行っております。これらに伴う町道の通行止めでございますけれども、紫雲古津、阿部地先の紫雲古津山沿い線、灌漑溝からの流水で11時35分に通行止め、解除が18時45分となっております。災害対策本部につきましては、全員協議会で私、8時29分立ち上げと申しましたけれども、8時26分、災害対策本部立ち上げてございます。全5回会議を開催いたしてございまして、午後7時半に、すべて被害、通行止め解除も確認して7時半に解散をしたというところがございます。今回緊急に対応した排水路確保、土砂除去等にかかる費用147万円につきましては、平成29年度の予算で予備費を充当し対応することとしてございます。残りの災害対策費につきましては、新年度、改めて調査後、補正等での対応をお

願いたいというふうに考えてございます。報告は以上でございます。

議長

以上で行政報告を終了します。

日程第3、議案第14号平成30年度平取町一般会計予算、
日程第4、議案第15号平成30年度平取町国民健康保険特別会計予算、
日程第5、議案第16号平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計予算、
日程第6、議案第17号平成30年度平取町介護保険特別会計予算、
日程第7、議案第18号平成30年度平取町簡易水道特別会計予算、
日程第8、議案第19号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計予算、
以上、議案6件を一括して議題とします。平成30年度平取町各会計予算については、予算審査特別委員会に付託して審査をしておりますので、その結果について委員長に報告を求めます。8番貝澤議員。

8番
貝澤議員

8番貝澤です。報告の前にまずもって、委員各位には連日長時間に渡りまして、熱心に議案のご審議をいただきまして厚くお礼申し上げます。また、町長をはじめとする理事者の方々、課長各位の審査に寄せられましたご説明等への協力に対し深く感謝申し上げますところでございます。それでは平成30年第2回定例会において当予算審査特別委員会に付託されました議案第14号から19号までの平成30年度平取町各会計予算の6議案について、審査の経過と結果を会議規則第75条の規定によりご報告申し上げます。当委員会は、先に提案説明のあった予算の審議にあたり質疑等を通じて疑問点をただしながら、予算内容の細部にわたり慎重なる審査を行ってまいりました。また、過去に行った一般質問や委員会審議での議論を十分反映した予算案となっているかという点についても審査の重点事項としたところであります。平成30年度各会計予算案は、一般会計をはじめとして総額9億4663万3千円で前年度当初予算と比較すると1.2%の増となるものでありますが、第6次総合計画と連動する財政支出計画に沿って編成されたものと判断するところであります。なお、審査の過程において今後改善に向けての指摘要望事項がありますので以下その概要を申し上げます。はじめに財源の確保についてであります。政府による各種景気浮揚策が積極的に講じられ景気は緩やかに回復傾向にあるということですが、地方でのより一層の疲弊感はぬぐえず、この先の消費税増税による景気の減速なども想定されることから、自主財源の乏しい地方財政におきましては今後も厳しい状況で推移していくものと予想されます。このようなことから、町税や各種使用料等については自主財源の確保を図るため、効果的な徴収方法による収納率の向上とともに、不納欠損処理についても事前に可能な限りの対策を十分講じられ、平取町債権管理条例に基づき適正な債権処理をもって納税者の公正公平感を失うことのないよう万全を期されることを強く要望します。また全国的なPRにより、産業や観光などさまざまな面で当町の地域活性化への可能性も広がるふるさと納税制度について、新たな宣伝方法や返礼品などの創

意工夫による事業展開で多くの寄付金が見込まれておりますが、将来を見据えた効果的な資金運用計画の構築を期待します。次に歳出であります。平取公営塾の通年開設や住宅リフォーム助成、民間共同住宅助成事業、医療費助成事業、さらには各種バス運行事業、店舗改修事業補助など、子育てや生活支援、また商工業振興に向けての各種施策、またプロ野球日本ハムファイターズの中田選手、井口選手が平取町の市町村応援大使となり、さまざまな場面で町のPRができる事業を率先して実施、あるいは予定されていますことに深く敬意を表します。しかし、このような各種事業の実施にあたっては限られた一般財源を活用し事業が実施されることとなりますが、このためには歳出の抑制が必要となってきます。各公共施設は年数の経過とともに老朽化が進み補修等が高額で推移しているため、各分野における無駄遣いを洗い出し経常経費の総合的な節約を図られるよう望みます。人事管理の面では、特定の職員が長時間の時間外勤務をしているケースも見受けられることから、職員自身の健康上の問題やメンタル面への影響も心配されます。住民サービスの基礎をなす職員が健康を害している場合は町行政の運営にも大きな支障となることから、町としての総合的な支援体制と職務環境のさらなる整備が求められます。今後、職員の適正配置をもって時間外勤務が特定職員に偏らないよう人事管理の徹底を図るとともに、総合的な職員管理体制の構築を望みます。各分野において、多くの委員からさまざまな意見が出されましたが、特に公用車等の保険加入を含めた管理体制、委託事業経費算定の基準要綱の設置など限られた財源をより効果的、効率的に運用させるため町民ニーズを十分把握しながら、一般会計の健全な運営を後年度に引き継げるような財政運営を強く要望するものです。次に特別会計についてであります。国民健康保険特別会計について、各種保健活動を通じて、被保険者の健康管理、健康教育等に努め、医療費の削減が図られるよう努力願います。さらには平成30年4月から運営主体が道へ移管されます保険料の改定も行われるため、町民への丁寧な説明をしていただきたいと思います。次に介護保険特別会計についてであります。平成30年度から始まる第7期の高齢者保健福祉介護保険事業計画に基づき事業が進められます。保険料の算定は3年間にわたる平準額として保険料が引き上げられます。これまでの計画の事後評価のもと、一層質の高い介護サービスの展開を図られることを期待します。次に簡易水道特別会計であります。今まで配水管の老朽化により毎年敷設替えを行っておりますが、水道水は町民のライフラインともなっていることから、改修計画に沿って早急かつ効率的な改修に努められるとともに日常における各施設の維持管理に努め、水道料金の低廉化と良質な生活用水が町民に供給されるよう配慮願います。次に国民健康保険病院特別会計であります。これまでの診療体制の充実に向けて努力をされていますが、一般会計からの繰り入れについては3億7200万円あまりと依然として高額で推移し、厳しい経営が続くことが見込まれています。院舎改築に向けてさらに地域に密着した質の高い医療サービスを継続していくため、危機感を持って具体的な経営指標を掲げ、病院

スタッフが共通認識のもとで早期に経営の安定化が図れるよう望みます。最後に、予算書の紙面の関係ですが、説明欄には可能な分については内訳を明記するなど、来年度以降はより見やすくわかりやすい作成に配慮願います。以上、当委員会における指摘要望事項であります。いずれにしましても、効果的かつ適正に本予算を執行されますよう期待しているところでございます。なお、お手元の報告書のとおり平成30年度平取町一般、特別会計予算の6議案については原案のとおり可決すべきものと決定しました。以上をもちまして予算審査特別委員会の報告を終わります。

議長

ただいま予算審査特別委員会委員長より報告がありましたとおり、議案第14号から議案第19号までの平成30年度平取町各会計予算については原案のとおり可決すべきものと決定したとの報告であります。質疑を省略し、討論を行います。日程第3、議案第14号平成30年度平取町一般会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は、原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第3、議案第14号平成30年度平取町一般会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第4、議案第15号平成30年度平取町国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第4、議案第15号平成30年度平取町国民健康保険特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第5、議案第16号平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第5、議案第16号平成30年度平取町後期高齢者医療特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第6、議案第17号平成30年度平取町介護保険特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第6、議案第17号平成30年度平取町介護保険特別会計予算は、委員長の報告のとおり、可決されました。日程第7、議案第18号平成30年度平取町簡易水道特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って第7、議案第18号平成30年度平取町簡易水道特別会計予算は委員長の報告のとおり可決されました。日程第8、議案第19号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計予算に対する討論を行います。本案に対する委員長報告は原案可決です。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第8、議案第19号平成30年度平取町国民健康保険病院特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、議案第20号、平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。産業課長。

産業課長

議案第20号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。議案第20号、次のページをご覧くださいと思います。平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例、平取町農業研修生住宅管理条例の一部を次のように改正する。第4条の次に次の1項を加える。「2、前項に定めるもののほか、町長が特に認める者は、住宅に入居することができる。」本件につきましては平取町農業研修生住宅の入居資格について、町長が特に認める者を入れることで特別な事情に対応できるようにするものであります。新旧対照表につきましては次のページに記載をしております。読み上げは省略させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第9、議案第20号平取町農業研修生住宅管理条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決しました。

日程第10、議案第21号工事請負契約の締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。建設水道課長。

建設水道
課長

それでは議案第21号工事請負契約の締結についてご説明を申し上げます。この工事につきましては3月8日に入札を執行いたしております。この件につきましては議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分にかかる条例に基づき議会の議決を得ようとするものでございます。まず、工事名につきましては奥地林道二風谷線災害復旧工事、(1号箇所)でございます。工事場所沙流郡平取町字荷負地内、工事概要につきましては、施工延長L=105メートル、土工工、擁壁工、路盤工、杭打工、排水施設工、地下排水除去工、各一式でございます。請負金額は1億5444万円。請負業者につきましては沙流郡平取町字紫雲古津200番地5、日新建設株式会社、代表取締役津川司氏でございます。なお、工期につきましては平成31年2月20日でございます。本工事入札に参加した業者につきましては、日新建設株式会社、株式会社小林組、株式会社五十嵐工業、株式会社平村建設の4者でございました。落札率につきましては99.7%でございました。以上、ご説明申し上げましたのでご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

質疑を行います。質疑はありますか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありますか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第10、議案第21号工事請負契約の締結については原案のとおり可決しました。

日程第11、議案第22号町有バス運行中の事故における損害賠償についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。副町長。

副町長

議案第22号町有バス運行中の事故における損害賠償について説明をさせていただきます。本件は、平成28年9月18日、札幌市白石区南郷通りにて、当町でのイベント参加のための送迎バスである町有バスが、急な割り込みを回避するため急ブレーキをかけたことに起因し乗客がけがをする事態となり、この

間、けがを負った相手と平取町の間でそのけが等に対しての補償について、協議を進めてきたところでございますけれども、この度、示談、和解で合意できる状況となったことから、その和解、損害賠償について、議会の議決を得ようとするものでございます。和解をする相手でございますけれども、住所氏名は、ここに記載されているとおりでございます。和解の要旨は示談により和解が成立いたしましたので、損害賠償を相手方に支払うという内容のものでございます。賠償金の額は200万円となっております。以上、説明いたしましたので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

議長 説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありますか。5番井澤議員。

5番井澤議員 5番井澤です。損害賠償の額200万円とありますが、漏れ聞くところによりますと、被害者の方からもっと高額の金額600万円とかいう金額について、あったんですがそんなことはあったんでしょうか。

議長 副町長。

副町長 より具体的な金額については個人的な見解といたしますか、相手方のこともございますので、さし控えさせていただきたいと思います。

議長 ほかがございますか。なければ質疑を終了いたします。次に討論を行います。反対討論はありますか。5番井澤議員。

5番井澤議員 5番井澤です。本定例議会3月5日に召集されまして、初日に、本件に関する案件が事前配付の案件に入っておりましたけど、取り下げられたことによってですね、さらに一般質問で高山議員が質問したいろんな指摘の中で、もう取り下げられたと思っていましたが、本日再び提案されたということは私としては驚きであります。今回の提案は説明でありましたとおり1年半も前の平成28年9月の事案が…

議長 井澤議員、取り下げましたけれど、今日改めて本会議に提案しているということですので、その辺十分理解をいただきたいと思います。

5番井澤議員 はい。続けます。議会には本年2月の全員協議会に諮られるまで一切報告がありませんでした。相手方との協議が強引だったということで今説明にあったとおりでしたけども、その提案には補償協議の時系列のメモが配布されただけで、その間の内部報告書や決裁文書などは提出されず、説明には実に不十分なものでした。金額もまた相当に高いものでしたけれども、この間に道南バスとの補償協議は道南バスに伝えられておらず、また議会についてもこのように無視さ

れた状況は大変問題があるのではないかと思います。また全員協議会で道南バスの責任について議員から問われてから道南バスに出向き、60万円というような金額の支出をいただくというような合意したということで、全くやるのが陳腐なのではないかと思います。事故自体は特別複雑なものではなく、事故時に同乗していたまちづくり課長の判断ミスがあったと断定せざるを得ません。事故時とその後の1週間の間に負傷通院された被害者の状況から、警察と任意保険会社に人身事故になったことを通知すれば保険対応で補償がすみ、平取町からは1銭の補償示談金等の必要はなかったものと考えられます。事故時からの延々と続く判断ミスは状況を見た担当課長の力量に起因しているのではないかと考えられますが、けがの診断書の出されたのが8か月後の平成29年4月というのも大変間の抜けた話ではないかと思います。被害者が親和団体である札幌びらとり会の会員であったとしても、適切な判断が早い時点でされなかったことが補償協議が混乱し、高額の示談金を要求されるようになったのではないかと考えます。このような行政の不始末によって解決のために、被害者宅を13回にわたって訪問し、その中には遠藤副町長ばかりでなく、川上町長も同行しているのに適切な解決に至らず、その間の行政の停滞は大きかったと考えられますが、全員協議会の席で町長、副町長、担当課長の責任を私が問いましたが3人とも処分には該当しないという回答でした。行政停滞と多額の町費を支出するのにだれも責任がとれないとはどんな考えなのか、全く理解できません。また別の観点で見れば、事故を起こした道南バスの運転手さんにしてみれば、課長がこの事故の補償は平取町でみるからの言葉を信じて事故が平取営業所で終わっていたのに、1年半たって平取町が道南バスに200万円の示談金のうちの応分の負担を求めたことによって、事故が社長以下幹部の知ることになった今、どんなに苦しい思いしているのかは想像に余りあります。町長はこの示談金補正予算を取り下げ、被害者に示談金協議の打ち切りを伝え、もし被害者から訴えられた場合は道南バスとも協議して法的に対応することが、平取町の正しい主張をする場面となり、裁判費用がかかったとしても町民の理解が得られるのではないかと考えます。また札幌びらとり会と今後も良好な関係を保つためにも、そのことが必要なことではないかと思います。よって私は本件予算承認には反対いたします。

議長

次に、原案に賛成者の発言を求めます。千葉議員。

11番
千葉議員

11番千葉です。今、反対討論ということで、井澤議員のほうから今の経緯を聞きましたけども、私はこの議案案件につきましては事故の発生が平成28年9月ということでありましたけども、さまざまな経緯の説明、それから相手方の状況、冷静に私も鑑みて判断をしてきたところでございます。やはりこのことにつきましては、札幌びらとり会という、いわゆる昔、平取町で大変お世話になった方々のご厚意でおきた送迎の途中の事故ということで、さまざまなボ

タンのかけ違いはあったことは、以前、理事者側説明あって謝罪もいたしております。従って和解に向けた話を進めてきた段階で私は長引かせるような案件ではない、むしろ訴訟にまでという考え方に対しては真っ向から反対するものであります。よって、この案件につきましては私の賛成討論として意見を申し上げておきたいと思っております。以上です。

議長

ほかに討論はありませんか。なければ、討論を終了いたします。それでは、採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第11、議案第22号町有バス運行中の事故における損害賠償については原案のとおり可決しました。

日程第12、議案第23号平成29年度平取町一般会計補正予算第11号についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。総務課長。

総務課長

議案第23号平成29年度平取町一般会計補正予算第11号につきまして、ご説明いたしますので追加議案の5枚目をご覧ください。平成29年度平取町一般会計補正予算第11号は、次に定めるところによるものであります。第1条、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ200万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ66億6949万5千円にしようとするものであります。第2項におきまして歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によるものであります。それでは歳入歳出事項別明細書の歳出からご説明申し上げますので、議案書7枚目、最後のページの上段をご覧ください。科目は、2款1項1目一般管理費、22節補償補てん及び賠償金、金額200万円であります。これは先ほど議案第22号でご議論いただいた件に関するもので、平成28年9月18日に開催されました平取沙流川まつりに訪れた札幌びらとり会の参加者を乗せた町の送迎バスが、帰りの札幌市内の道路上で危険回避のために急停車したことによって、バスに乗車していた参加者が顔や腕などを前の座席に打ち付け負傷した事故に対する示談和解による損害賠償を町が支払うためのものであります。歳出については以上です。一方、歳入につきましてご説明いたしますので前のページの上段をご覧ください。11款1項1目1節自動車取得税交付金、金額140万円であります。これは一般財源である自動車取得税交付金が当初より増額する見込みとなりましたことから、これを本補正予算の財源に充てようとするものであります。続いて下段、20款5項1目2節雑入、金額60万円あります。これは当該事故に関して運転を委託していた道南バス株式会社から事故処理負担金として、町が収入を受けるものであります。以上、平成29年度平取町一般会計補正予算第11号につきましてご説明申し上げますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

げます。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本案について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って日程第12、議案第23号平成29年度平取町一般会計補正予算第11号については、原案のとおり可決しました。

日程第13、意見書案第1号教職員の長時間労働是正を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番
貝澤議員

8番貝澤です。それでは意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。したがって日程第13、意見書案第1号については原案のとおり可決しました。

日程第14、意見書案第2号道教委「新たな高校教育に関する指針」を抜本的に見直し、すべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書案の提出についてを議題とします。提出議員からの説明を求めます。8番貝澤議員。

8番
貝澤議員

8番貝澤です。それでは意見書案の朗読をもって説明に代えさせていただきます。

(意見書案朗読)

以上です。ご審議のほどよろしく願います。

議長

説明が終わりましたので質疑を行います。質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。次に、討論を行います。反対討論はありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。それでは採決を行います。本意見書案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

挙手多数です。従って、日程第14、意見書案第2号については原案のとおり可決しました。暫時休憩をいたします。

(休憩 午前 3時52分)

(再開 午前 3時53分)

議長

再開します。

お諮りします。承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、承認第1号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加日程第1、承認第1号閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長及び各特別委員会委員長からそれぞれの委員会において、所管事務調査等について閉会中に継続審査及び調査を実施したい旨申し出がありました。申出書はお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って、各委員長からの申し出のとおり、閉会中に継続審査及び調査等を実施することに決定しました。以上で議案の審議が終了いたしました。本定例会に付されました事件の審議状況を報告します。議案23件で原案可決23件、請願1件で委員会付託1件、陳情1件で委員会付託1件、報告2件で採択2件、意見書案2件で原案可決2件、承認1件で決定1件、以上のとおりであります。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件はすべて終了をいたしました。従って、会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。従って本定例会は本日で閉会することに決定しました。平成30年第2回平取町議会定例会を閉会といたします。それでは平成30年3月定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げさせていただきます。

(議長よりあいさつ)

松島支所 (退職課長よりあいさつ)

長

町長 (町長よりあいさつ)

議長 それでは皆様、本当に長い期間、大変ご苦労様でございました。以上で、すべて終了いたしました。ご苦労様でした。

(閉 会 午後 4 時 4 分)